

物流革新に向けた政策パッケージ を受けた自主行動計画

令和5年12月
全国農業協同組合連合会

私たち全農グループは、**生産者と消費者を
安心で結ぶ懸け橋**になります。

— 私たちは「安心」を3つの視点で考えます。 —

- 営農と生活を支援し、元気な産地づくりに取り組みます。
- 安全で新鮮な国産農畜産物を消費者にお届けします。
- 地球の環境保全に積極的に取り組みます。

物流革新に向けた政策パッケージを受けた自主行動計画

1. 基本的な考え方

- (1) 物流事業者・取引先から物流効率化等の要請を受けた事項は真摯に受け止め協議します。
- (2) 特に運転手の長時間拘束の原因となる長距離輸送や手荷役の多い輸送の効率化を重点に取り組みます。

2. 行動計画

(1) 物流業務の効率化・合理化

項目	内容
①入出庫時間・荷役作業等の内容把握	<p>本会の入出庫拠点において、運転手の荷待ち（物流事業者都合を除く、以下同様）・荷役作業・付帯作業が発生している拠点については、その内容・時間を把握します。</p> <p>特に、入庫時の車両集中等による恒常的な荷待ち、本会都合による運転手の荷役作業・付帯作業が発生している拠点については、入出庫記録表、予約システム、物流事業者の管理情報等の活用も検討し、実態把握に努めます。</p>
②荷待ち時間等の短縮	<ol style="list-style-type: none">1. 本会の入出荷拠点においては、入出庫の集中抑制、パレット等の輸送資材活用、検品の効率化・返品抑制、運転手への荷役作業・付帯作業の抑制等により、原則として入庫後1時間以内（運転手の休憩等物流事業者都合の時間を除く）に出庫できるように努めます。 なお、品目特性により、荷役作業等に時間を要する品目拠点については、物流事業者が運転手の拘束時間について法令遵守できるように協力します。2. 本会が貨物の輸送手配を実施している輸送において、取引先で長時間の荷待ち等が発生している場合は、取引先・物流事業者と協議のうえ運転手の拘束時間短縮に努めます。
③運送手配への協力	<ol style="list-style-type: none">1. 貨物配送予約は可能な限り前日以前に計画化（青果物等の当日配送予約が通例の場合は納品リードタイムを考慮）し、物流事業者が安全な運送手配ができるように協力します。 また、急な配送依頼が発生した場合も物流事業者の状況を配慮し安全な運行調整に協力します。2. 貨物の荷受については、発荷主・物流事業者に配慮した納品期限を設けます。 また、急な納品が必要な場合についても、無理な要請は実施せず、物流事業者の状況をふまえたうえで対応します。

<p>④荷役作業・付帯作業の効率化</p>	<p>1. 本会の入出荷拠点において、運転手の荷役・付帯作業の抑制に努めます。</p> <p>(1) パレット、カゴ台車、折りたたみコンテナ、通い箱等の活用を促進します。また、レンタルパレット・他社所有パレットは目的以外で使用せず、速やかに返却します。</p> <p>(2) 出荷・入荷時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り等を行い、荷役時間の短縮に努めます。</p> <p>(3) 入出庫場所には、適正な機材・人員を配置し荷役作業等の時間削減に努めます。現状からの改善が必要な場合は、職場内で改善計画を策定し、職務権限にもとづき手続きのうえ、必要な改善を図ります。</p> <p>(4) 特に入出庫が多い拠点については、デジタル化・自動化・機械化による取り組みを品目特性をふまえて検討します。</p> <p>2. 入出荷拠点、走行距離、品目特性等をふまえて、荷役・付帯作業を運転手に委託することが合理的である場合は、作業内容・時間・料金を物流事業者と合意のうえ依頼します。</p> <p>3. 本会が貨物の輸送手配を実施している場合は、運転手拘束時間削減に向け、取引先・物流事業者との協議に努めます。</p>
<p>⑤パレット等の標準化</p>	<p>1. 青果物・花き等、業界・品目のガイドラインがあるものについては、それに従い荷役時間等の削減に向け、パレット等の活用を推進します。</p> <p>2. 米穀輸送に関しては、本会で整理済の一貫パレチゼーション、統一フレコンの普及拡大を図ります。</p> <p>3. 業界・品目のガイドラインがない場合は、国の標準パレット分科会で定めた規格(T11)・運用を基準に、品目特性をふまえて取引先・物流事業者とパレットの活用策を検討します。</p> <p>なお、既にT11型以外のパレットが普及している品目・地域については、これまで進めてきたパレット化による物流効率化を優先して取り組みますが、国全体の動向をふまえて中長期的な視点で改めて進め方を検討します。</p> <p>4. パレット標準化に際して、段ボール等の資材規格の統一化が必要となる場合は、関係者への周知・協力依頼を実施します。</p>
<p>⑥長距離輸送への対応</p>	<p>長距離輸送については、運転手の拘束時間短縮に向けて、モーダルシフト、幹線物流と地域配送の分離、集荷・配送拠点の集約等の物流効率化方法について物流事業者と協議・検討します。</p>
<p>⑦積載率の向上</p>	<p>業界またはグループ内の共同配送等により貨物積載率の向上に協力します。</p>
<p>⑧物流管理体制の強化</p>	<p>次のとおり物流統括者を定めて、適正な物流取引および効率化の継続的な管理体制を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物流統括者： 物流担当役員 ・物流統括部門： 本所経営企画部 ・事業部の物流統括者： 本所次長、都府県本部副本部長

(2) 運送契約の適正化

項目	内容
①運送契約	1. 物流事業者とは運送契約を締結し、その内容を遵守します。 2. 物流事業者に荷役作業・付帯作業を委託する場合は、契約書等に内容・料金を定め、双方合意した取り決めに従います。 3. 契約に定めのない付帯作業等が発生した場合は、事前に物流事業者と合意のうえ、その内容を書面で通知します。
②真摯な協議の実施	物流事業者から運賃改定や高速道路利用等の要請があった場合は真摯に協議に応じます。また、特に要請がない場合についても、物流コストに大きな変動が生じている場合は、情勢交換や協議の実施に努めます。
③適切な下請取引の要請	運送元請事業者に対して、適正な下請取引の実施を依頼し、不適切な取引実態が発見された場合は、即時の改善を求めます。

(3) 輸送・荷役作業等の安全の確保

項目	内容
①安全な運行への協力	異常気象時等安全な運行に支障が想定される場合は、無理な運送依頼は行いません。物流事業者が運行中止・中断を判断した場合は、速やかに協議に応じ、その判断を尊重します。
②荷役作業時の安全対策	物流事業者に荷役作業を委託する場合は、作業場所における安全作業基準の順守を徹底します。また、事故発生時の損害賠償責任について契約書等での明確化を図ります。